

平成23年度

国に対する提案事項

(案)

要約版

平成23年度 国に対する提案事項（案）一覧

【提案事項数】

重 点			主 要			計		
新規	一部新規	継続	新規	一部新規	継続	新規	一部新規	継続
3	8	7	6	3	33	9	11	40
18			42			60		

I 重点提案事項

新規・継続別	提 案 事 項	担 当 部
一部新	1 地方分権改革の推進	総合政策局
	2 道州制の導入に向けた検討の推進	総合政策局
一部新	3 地方税財源の充実強化	総 務 部
	4 中山間地域の活性化の推進	県民生活部
一部新	5 地方航空路線・空港施設の充実	県民生活部
	6 地球温暖化対策の推進	環文・産労
一部新	7 保健医療対策の充実	保健福祉部
一部新	8 新型インフルエンザ対策の推進	保健福祉部
一部新	9 子育て支援対策の推進	保健福祉部
一部新	10 高齢者支援対策の推進	保健福祉部
一部新	11 地域経済の活性化と緊急雇用対策等の拡充	総務・産労
新 規	12 地域発イノベーションによる新産業創出の推進	産業労働部
	13 観光立国の実現に向けた取組の推進	産業労働部
新 規	14 口蹄疫対策の強化	農林水産部
新 規	15 高速道路や瀬戸大橋の料金割引等への適切な対応	土 木 部
	16 地域高規格道路及び直轄国道の整備促進	土 木 部
	17 教育の振興	総務・教育
	18 警察基盤の整備充実	警 察 本 部

II 主要提案事項
【教育と人づくり】

新規・継続別	提 案 事 項	担 当 部
	1 特定非営利活動法人の活動支援	県民生活部
	2 男女共同参画の推進	県生・保福
	3 人権施策の推進	県生・教育
	4 岡山光量子科学研究所を核とした科学技術の振興	産業労働部
新 規	5 (財)中国四国酪農大学校への支援対策	農林水産部
	6 社会教育事業の充実	教育委員会
	7 携帯電話の利用に関する問題への対策の強化	教育委員会

【安全・安心】

新規・継続別	提 案 事 項	担 当 部
	8 消防救急無線の整備に対する支援措置の拡充	消防保安課
	9 被災者生活再建支援制度の適用範囲の拡大等	危機管理課
	10 日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地の存続	危機管理課
	11 電源三法交付金の交付延長	県生・環文・産労
	12 消費者行政の推進	県民生活部
	13 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進	県民生活部
	14 犯罪被害者等のための施策の推進	県民生活部
	15 アスベスト対策の強化	環境文化部
	16 児島湖及び周辺環境保全対策の推進	環境文化部
	17 有害化学物質対策の推進	環境文化部
一部新	18 循環型社会の形成推進	環境文化部
新 規	19 障害福祉施策の推進	保健福祉部
	20 ハンセン病問題対策の推進	保健福祉部
	21 食の安全・安心確保の推進	県生・保福
	22 高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策	農林水産部
	23 治水・高潮対策事業の推進	土 木 部
	24 交通安全施設等整備の推進	警 察 本 部
新 規	25 一層緻密かつ適正な死体取扱業務の推進	警 察 本 部

【産業と交流】

新規・継続別	提 案 事 項	担 当 部
	26 過疎対策の推進	県民生活部
新 規	27 電源立地地域対策交付金の交付延長	県民生活部
	28 岡山空港のC I Q体制の充実	県民生活部
	29 地域情報通信基盤の整備等の推進	県民生活部
一部新	30 公共交通の確保及び安全対策の徹底	県民生活部
	31 中四国横断新幹線の建設促進	県民生活部
一部新	32 雇用対策等の推進	産業労働部
	33 社会資本整備の推進	農林・土木
新 規	34 地域農業の持続的発展につながる所得補償制度の構築	農林水産部
新 規	35 耕作放棄地再生利用交付金の要件緩和	農林水産部
	36 WTO農業交渉及びEPA交渉と国内農政の整合性の推進	農林水産部
	37 東アジア地域への農産物輸出機会の拡大に向けた取組の強化	農林水産部
	38 野生鳥獣による被害防止対策の充実	環文・農林
	39 畜産経営の安定対策	農林水産部
	40 森林整備法人に対する支援の充実	農林水産部
	41 高速自動車国道の整備促進	土 木 部
	42 特定重要港湾水島港の整備促進	土 木 部

重点提案事項

新・経別	平成 2 3 年度 提案 事項	関係省庁	県 部 局
<p>一部新</p>	<p>1 地方分権改革の推進</p> <p>新(1) 義務付け・枠付けの見直しと権限移譲の推進</p> <p>① 地域主権改革推進一括法案の早期成立を図り、義務付け・枠付けの見直しを実現すること。</p> <p>② 地域主権戦略大綱に盛り込まれた措置を早期に実施に移すとともに、地方分権改革推進委員会の累次の勧告の完全実施を基本に、見直しの項目及び移譲する項目を更に積み増すこと。</p> <p>新(2) 国の出先機関の原則廃止</p> <p>① 「アクション・プラン」(仮称)を早期に策定するとともに、移譲する事務・権限の内容や工程等を明確に示すこと。</p> <p>② 移譲事務の実施に必要な財源は、人件費相当額を含めた総枠を確実に措置すること。</p> <p>③ 現行の組織・人員は国が徹底的にスリム化すること。</p> <p>④ 地方が受け入れる人員・人材については、地方が主体的に判断できる仕組みとすること。</p> <p>新(3) 地方意見の反映</p> <p>① 大綱で示された事項の具体的な制度設計等に当たっては、地方と十分協議するとともに、地方の安定的な行財政運営に支障を及ぼすことがないように配慮すること。</p> <p>② 国と地方の協議の場の早期法制化を図るとともに、その運営に当たっては、国と地方が真に対等・協力の関係にあることを基本としつつ、政策の企画立案の段階から協議を進めるなど実効性を確保すること。</p> <p>(4) 国直轄事業負担金の廃止 社会資本整備に係る国と地方の役割分担を明確にした上で、大綱に従い、制度自体を早急に廃止すること。</p>	<p>内閣官房 内閣府 総務省 財務省 農林水産省 国土交通省</p>	<p>総合政策局</p>
<p>○ 国と地方の役割分担の大胆な見直しと、その役割分担に応じた事務・権限及び税財源の一体的な再配分</p> <p>○ 新おかやま夢づくりプランの前提となる「創造と改革」の一層の促進</p>			
	<p>2 道州制の導入に向けた検討の推進</p> <p>国と地方の役割分担を抜本的に見直し、真の分権型社会を実現するためにその導入が必要であり、引き続き、その検討を進めること。</p>	<p>内閣官房 内閣府 総務省</p>	<p>総合政策局</p>
<p>○ 国・地方全体が生き生きとした活力を生み出す新しい「国のかたち」の形成</p>			

新・経別	平成 2 3 年度 提案 事項	関係省庁	県 部 局
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一部新</div>	<p>3 地方税財源の充実強化</p> <p>(1) 地方交付税等の総額確保等</p> <p>① 国と地方を合わせた基礎的財政収支の改善という目標の下で、地方交付税が大幅に削減されることのないよう、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げ、必要な一般財源総額を確保すること。</p> <p>② 法定率の引上げによる地方交付税の増額を実現し、臨時財政対策債による措置の解消すること。</p> <p><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新</div>(2) 一括交付金の制度設計等</p> <p>① 対象となる事業が滞りなく執行できるよう、必要な予算総額を確保するとともに、地方の責任と判断で自由に使えるものとする。</p> <p>② 都道府県を介することなく国の出先機関等を通じて任意団体等に直接交付されている補助金についても、地方が裁量を発揮できる補助金は廃止し、一括交付金化すること。</p> <p>(3) 地方消費税の充実強化と偏在是正</p> <p>① 当面は国税と地方税の税源配分を5：5とする地方税源の充実強化を図ること。</p> <p>② 消費税を含む税制の抜本的な改革を行う際には、地方において安定的な行政サービスを提供できるよう、地方消費税の充実を図ること。</p> <p>(4) 地方税制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税特別措置の整理合理化等、住民に分かりやすいものとなるよう地方税制度の簡素化を図ること。 ・ 自動車の移転登録時等の納税確認を義務付けるとともに自動車税の車検時徴収等の自動車税制度の課題について検討を行うこと。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 財政面から真の地方分権型社会に向けた改革を推進</p> <p>○ 地方自らの判断による行政サービス等の選択と実施</p>	内閣府 総務省 財務省 国土交通省	総務部
	<p>4 中山間地域の活性化の推進</p> <p>経済基盤や生活環境の整備、都市との交流促進など、地域の特性に応じた中山間地域の活性化対策が効果的に実施されるよう、国の責任において総合的な推進体制を整備すること。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 国、県、市町村、民間が一体となった、中山間地域を活性化するための総合的かつきめ細かな振興対策の実施</p>	内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省	県民生活部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">一部新</div>	<p>5 地方航空路線・空港施設の充実</p> <p>(1) 羽田空港再拡張に伴い増加する発着枠の国内地方路線への優先的配分を行うこと。</p> <p>地方航空路線の維持・拡充に対し、格段の配慮を行うこと。</p> <p><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新</div>(2) 地方空港の安全・安心を確保するため、施設の更新等に必要財源を安定的に確保すること。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 地方空港の利便性の向上・施設の安全性の強化、岡山空港の利用促進</p>	国土交通省	県民生活部

新・経別	平成 2 3 年度 提案 事項	関係省庁	県 部 局
	<p>6 地球温暖化対策の推進</p> <p>(1) 温室効果ガス削減に向けた、国の部門別、年次別、施策別削減目標及び施策等の具体的内容を早期に示すこと。</p> <p>(2) 太陽光発電の普及推進施策を強化すること。</p> <p>① 民間施設に対する国の補助制度の拡充・継続</p> <p>② 地方公共団体の民間施設への補助に対する国の財政支援</p> <p>(3) 電気自動車の普及推進施策を強化すること。</p> <p>① 国の電気自動車導入補助制度の拡充・継続</p> <p>② 充電インフラの整備が進みやすい環境づくり</p>	<p>経済産業省 環境省</p>	<p>環境文化部 産業労働部</p>
<p>○ 国の施策との連携による、効果の高い温室効果ガス削減施策の検討が可能</p> <p>○ 太陽光発電設備の普及、温室効果ガス削減に対する国民の関心の高揚</p> <p>○ 運輸部門からの大幅な温室効果ガスの削減</p>			
<p>一部新</p>	<p>7 保健医療対策の充実</p> <p>(1) 医療提供体制の整備</p> <p>① 医師の地域や診療科による偏在の解消に向け、総合的な対策を更に強化すること。</p> <p>② 看護職員の勤務環境改善のため、院内保育施策の充実等を図ること。</p> <p>③ ドクターヘリの夜間搬送モデル事業については、地方公共団体等の負担増とならないよう、適切な補助基準額を設定すること。</p> <p>(2) 特定疾患治療研究事業の充実</p> <p>① 地方公共団体への確実な財政措置及び対象疾病の拡大を行うとともに、法制化等による抜本的な制度の見直しを図ること。</p> <p>② 事業を保健所設置市に移行すること。</p> <p>(3) 母子保健医療対策等に係る対策の充実</p> <p>① 小児及びひとり親家庭等の医療費公費負担制度を国の制度として創設すること。</p> <p>新 ② 必要な回数の妊婦健康診査支援に係る財源を確保すること。</p> <p>③ 小児慢性特定疾患治療研究事業について、地方公共団体への確実な財政措置を行うこと。</p> <p>新 ④ 予防接種制度の見直し</p> <p>① 予防接種法の対象となっていない子宮頸がん予防ワクチンや肺炎球菌ワクチン等の評価や位置付けについて、早急に結論を出すこと。</p> <p>② 予防接種の対象となった場合、十分な財源を確保すること。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>保健福祉部</p>
<p>○ 県内で勤務する医師の確保、救命率の向上</p> <p>○ 特定疾患に係る安定的で充実した制度の確立</p> <p>○ 小児に対する適切な医療の確保、少子化対策としての効果の発揮</p>			

新・継別	平成 2 3 年 度 提 案 事 項	関係省庁	県 部 局
一部新	<p>8 新型インフルエンザ対策の推進</p> <p>(1) 新型インフルエンザに関する情報を正確で迅速に提供すること。</p> <p>(2) 新型インフルエンザワクチンの供給体制を整備すること。</p> <p>新(3) 感染防止対策の有効性に係る科学的根拠を確立すること。</p> <p>新(4) 地域住民が必要とするインフルエンザ対策物資及び診療に必要な物資の安定的な供給を図ること。</p> <p>(5) 新型インフルエンザの診療を担う医療機関に対する支援について、総合的な対策を講じること。</p> <p>新(6) 強毒型インフルエンザへの的確な対策の構築を急ぐこと。</p> <hr/> <p>○ 適確な情報提供による正確な行動、更に感染拡大防止や社会機能の維持</p>	厚生労働省	保健福祉部
一部新	<p>9 子育て支援対策の推進</p> <p>(1) 次世代育成支援のための意識啓発を更に推進すること。 育児休業や再雇用制度の普及啓発に努めること。</p> <p>(2) 児童虐待防止等の支援体制の充実</p> <p>① 児童養護施設等の職員配置基準の改善及び児童保護措置費の単価の増額を行うこと。</p> <p>② 地域小規模児童養護施設の指定要件を緩和すること。</p> <p>③ 児童自立援助ホーム設置に係る補助対象の拡大、措置費の算定基準の見直しを行うこと。</p> <p>④ 発達障害等のある子どもの養育者に指導・助言できる指導者の養成・確保、地域で支援する体制整備のための支援措置を講ずること。</p> <p>⑤ 要保護児童対策地域協議会の常勤職員を確保できるよう交付税措置を行うこと。</p> <p>(3) 地域の子育て支援の充実</p> <p>① 保育サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長保育、病児・病後児保育等の補助基準額を引き上げるとともに保育所職員配置基準を改善すること。 ・ 保育料の負担軽減等育児支援のための負担軽減措置を進めること。 <p>新② 「子ども・子育て新システム」の具体的な制度の構築に当たっては、地方公共団体と十分な協議を行い、少子化対策として効果的な制度とすること。</p> <p>③ 放課後児童健全育成事業については、放課後児童指導員の就労条件の改善等を行うとともに、地域の実情に応じた取組を行える制度に変更すること。</p> <p>④ 安心こども基金については、実施期限を延長するとともに、地方の実情に応じた使用が可能となるよう用途の自由度を上げるなど拡充を図ること。</p> <p>新(4) 子ども手当の適正な制度設計等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども手当については、本格的な制度の構築を行う場合には、地方の意見を十分踏まえ、国民の幅広い理解を得た上で、少子化対策として効果的な制度とすること。 ・ 給付に要する財源は、事務的な経費も含め、国が責任を持って全額を措置すること。 <hr/> <p>○ 次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つ環境づくりの推進</p> <p>○ よりきめ細かな児童への処遇、児童の社会的自立の促進等</p> <p>○ 仕事と子育てが両立できる社会の実現</p>	内閣府 厚生労働省	保健福祉部

新・経別	平成 2 3 年 度 提 案 事 項	関係省庁	県 部 局
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部新</div>	<p>10 高齢者支援対策の推進</p> <p>(1) 後期高齢者医療制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険を含めた医療保険制度全体の将来像を明確にする中で、安定化に向けた新たな制度の検討を行うこと。 ・ 準備や周知の期間確保のため、早期に情報提供を行うとともに、地方公共団体に新たな負担を生じないように、十分な財源措置を講じること。 <p>(2) 介護職員の労働環境の改善 介護職員の配置基準の見直しと必要な介護職員が配置可能な処遇改善策を講じること。</p> <p>新(3) 介護サービス情報の公表内容の改善 介護サービスを選択する上でより有益な情報が提供できるよう、公表内容等の抜本的な見直しを図ること。</p> <p>(4) 個室・ユニット型施設の整備について 現状分析、今後の在り方及び利用者負担の軽減についての研究を行うこと。</p> <p>(5) 地域包括支援体制の充実 地域包括支援センターの機能強化等、地方公共団体の取組を積極的に支援すること。</p> <p>(6) 認知症高齢者支援の推進 介護技術の質的向上と普及に努めるとともに、発生予防に関する調査研究を進めること。</p> <p>(7) 高齢者虐待防止対策の推進 法に基づく地方公共団体の取組を積極的に支援すること。</p> <p>(8) 有料老人ホームについて 入居者保護の観点から、より具体的な基準を示すこと。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 公平で分かりやすく、幅広い国民から信頼を得られる高齢者医療保険制度の実現</p> <p>○ 介護職員の確保と介護サービスの質の向上</p> <p>○ 地域包括支援センターを中核とする高齢者のケア体制の充実</p>	厚生労働省	保健福祉部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部新</div>	<p>11 地域経済の活性化と緊急雇用対策等の拡充</p> <p>(1) 地域経済の活性化 今後、景気の動向を注視しながら必要な経済対策を講じること。その際には、地方の裁量と創意工夫が最大限発揮できる内容とすること。</p> <p>(2) 緊急雇用対策の充実・強化 引き続き、各種雇用対策を強化・拡充すること。特に雇用創出関係基金事業については、企業・NPO等への補助も対象とすることや基金間の流用を認めるとともに、前倒し執行等により積極的な雇用の創出に取り組んでいる都道府県に対しては、更なる基金の積み増し等の配慮を行うこと。</p> <p>新(3) 新規学卒者等雇用対策の推進 新規学卒者が未就職のまま卒業することのないよう、採用枠確保等の就職支援対策に万全を期すること。未就職のまま卒業した者に対する早期就職の支援を一層強化すること。</p> <p>新(4) 中小企業金融対策の充実・強化 景気対応緊急保証制度及びセーフティネット貸付制度の期限の再延長など政府系金融機関や信用保証協会による中小企業向け融資及び保証制度の充実・強化を図ること。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ 景気の自立的な回復、地域経済ひいては地域全体の活力の向上</p> <p>○ より地域の実情に即した効果的な各種雇用対策の実施</p> <p>○ 新規学卒者や未就職卒業者の雇用の場の確保</p> <p>○ 中小企業の経営上の課題である資金繰りの改善</p>	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省	総務部 産業労働部

新・継別	平成 2 3 年度 提案 事項	関係省庁	県 部 局
新規	<p>12 地域発イノベーションによる新産業創出の推進</p> <p>新(1) 新たな成長分野における革新的な技術開発を推進するため、地域が主体となった産学官連携の取組に対して重点的な支援を行うこと。</p> <p>新(2) 環境技術・製品の普及拡大や医療関連産業の創出を促進するために必要な制度改革を推進すること。</p> <p>新(3) 事業化・実用化を支える中小企業ものづくり技術の高度化に対する支援制度を拡充すること。</p>	内閣府 文部科学省 経済産業省	産業労働部
<p>○ 産学官連携により取り組んでいるバイオマス製品、高度医療機器等の技術開発のスピードアップと更なる高度化</p> <p>○ 地域経済を支える新たな産業基軸の構築</p>			
	<p>13 観光立国の実現に向けた取組の推進</p> <p>(1) 訪日外国人旅行者数の増加のため、地方との密接な連携のもと、訪日観光客の受入体制の整備、リピーター客の確保、国際競争力のある魅力ある観光地や環境の整備などに積極的に取り組むこと。</p> <p>(2) 国際会議等の誘致については、地方での開催、とりわけ岡山県での開催について配慮すること。</p>	国土交通省	産業労働部
<p>○ リピーター客確保による本県への外国人旅行者宿泊者数の増</p> <p>○ アフターコンベンション等による県内各地域の社会・経済への波及効果</p>			
新規	<p>14 口蹄疫対策の強化</p> <p>新(1) 早急な感染経路の解明と現行の防疫体制の検証を行うこと。獣医師等の早期派遣体制、防疫資材の国家備蓄と安定供給体制を早急に確立すること。</p> <p>新(2) 全国の県や市町村、関係団体が実施する防疫対策に要す経費を全額補てんすること。</p>	農林水産省	農林水産部
<p>○ 円滑な初動対応と被害の抑制</p> <p>○ 県、市町村等の防疫対策の強化</p>			
新規	<p>15 高速道路や瀬戸大橋の料金割引等への適切な対応</p> <p>新(1) 新たな料金割引と高速道路の段階的無料化に向けた社会実験の実施に当たっては、観光客の増加による地域活性化等の効果だけでなく、フェリー等の公共交通機関への影響や環境への影響などについて、適確な調査・検証を行うこと。 更に、その結果を、平成23年度以降の見直しに反映させるとともに、必要な渋滞対策や環境対策などを講じること。</p> <p>新(2) 瀬戸大橋に係る新たな料金割引における上限料金は、他の高速道路と比較して割高な設定となっており、通行料金を他の高速道路と同程度の水準に設定すること。</p> <p>新(3) 瀬戸大橋に係る新たな料金割引は、平成34年度までの国・地方の追加出資を前提としているが、本県のみならず関係10府県市すべてが了承していない中で一方的に示されたものであり、また、全国の他の高速道路は地方負担を伴うことなく料金が設定されており、公平性を欠くことから、瀬戸大橋についても、地方からの追加出資が生じないように措置すること。</p>	国土交通省	土 木 部
<p>○ 中四国をはじめとする地域間交流の促進による地域経済の活性化</p>			

新・継別	平成 2 3 年度 提案 事項	関係省庁	県 部 局
	<p>16 地域高規格道路及び直轄国道の整備促進</p> <p>(1) 地域高規格道路の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港津山道路、倉敷福山道路、美作岡山道路、北条湯原道路 <p>(2) 広域交通網の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 志戸坂峠道路（国道373号）、国道180号総社・一宮バイパス <p>(3) 都市部の交通円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域高規格道路「岡山環状道路」の整備促進 ・ 国道2号岡山市内（大樋橋西交差点～妹尾西交差点間）の渋滞対策の促進 ・ 国道2号倉敷市内（片島町～船穂町船穂間）の4車線化の整備促進 ・ 国道53号岡山市（北区首部～津高間）の整備促進 	国土交通省	土 木 部
○ 人や物の移動を支え、経済活力の向上や豊かな地域づくり			
	<p>17 教育の振興</p> <p>(1) 教職員定数の改善・充実等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学力向上やいじめ・不登校の解消など、今日的な教育課題に対応した新たな教職員定数改善計画を策定すること。 ・ 県の実情に応じた弾力的な運用を可能にするとともに、特別支援教育の充実には特に配慮すること。 ・ 義務教育費国庫負担については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。 ・ 政令指定都市において人事権と給与負担が一致するよう、早期に制度を見直すこと。 <p>(2) 公立学校施設の耐震化等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村が計画している全ての公立学校施設整備事業の実施に必要な財源を確保するとともに、地震防災対策特別措置法の延長など継続的な財政措置を講じること。 ・ 高等学校等の耐震化についても、財政措置の対象とすること。 <p>(3) 奨学金制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与人員の増員や給付型奨学金の創設など奨学金制度をはじめとする支援策の充実を図ること。 ・ 独立行政法人から移管された高等学校奨学金事業については、制度・貸与水準が維持されるよう財政措置に継続的に配慮すること。 <p>(4) 教員の資質向上（教員免許制度）</p> <p>教員免許制度の見直しに当たっては、教員の資質能力や専門性の向上が効率的に図られる制度となるよう慎重に検討するとともに、教員志望者や大学等への負担の増大や教育現場に混乱が生じないように十分に配慮すること。</p> <p>(5) 私学の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校等の授業料の実質無償化については、私立学校の役割や保護者負担の公私格差に十分配慮し、制度の拡充を図ること。 ・ 私学振興を積極的に展開するため、適切な財源措置及び総合的な施策の充実を図ること。 	文部科学省	総 務 部 教育委員会
<p>○ 学力向上や特別支援教育の充実など本県が抱える教育課題へのきめ細かな対応</p> <p>○ 安全で安心な教育環境の整備</p> <p>○ 意欲や能力のある生徒・学生への教育の機会均等</p> <p>○ 教員の資質能力の維持・向上、教育現場の充実</p> <p>○ 私学の活力に満ちた特色ある教育の推進</p>			

新・種別	平成 2 3 年 度 提 案 事 項	関係省庁	県 部 局
	<p>18 警察基盤の整備充実</p> <p>(1) 子どもや女性が被害者となる犯罪や振り込め詐欺をはじめ、県民の平穏な生活を脅かす犯罪に的確に対応し、県民の安全で安心な生活を確保するため、警察官を増員すること。</p> <p>(2) 車両等装備資機材の整備充実を図ること。</p> <hr/> <p>○ 犯罪の発生抑止、事件・事故への迅速的確な対応</p> <p>○ より効果的・効率的な警察活動の展開</p>	警 察 庁	警 察 本 部

II 主要提案事項

【教育と人づくり】

新・種別	平成23年度提案事項	関係省庁	県部局
	1 特定非営利活動法人の活動支援 認定NPO法人制度における認定要件の一層の緩和等により特定非営利活動法人が活動しやすい環境整備に配慮すること。	内閣府	県民生活部
	○ 市民や企業からの寄附によるNPOの活動基盤の充実		
	2 男女共同参画の推進 (1) 国民各層のコンセンサスづくりや普及啓発の取組の一層の強化を図ること。 (2) 女性相談所の一層の充実強化を図ること。	内閣府 厚生労働省	県民生活部 保健福祉部
	○ 多様な人材の活躍による経済活動の創造性、生産性の向上等 ○ 相談員のモチベーションの向上、人材確保		
	3 人権施策の推進 (1) 広域的見地からマスメディア等を活用した啓発活動を充実すること。 (2) 人権教育、人権啓発に関する施策及び人権擁護活動の積極的な推進について必要な措置を講じること。	法務省 文部科学省	県民生活部 教育委員会
	○ 国と市町村、民間等との連携による積極的な人権施策の推進		
	4 岡山光量子科学研究所を核とした科学技術の振興 地域における科学技術の振興、特に基礎研究の分野における地方独自の取組を一層推進するため、地方の研究機関における研究環境の一層の充実に向けた幅広い支援を行うこと。	文部科学省	産業労働部
	○ 本県の目指す研究所を核とした科学技術の資源蓄積、本県科学技術のレベルアップ		
新規	5 (財)中国四国酪農大学校への支援対策 中四国における唯一の酪農専門教育機関である(財)中国四国酪農大学校の円滑な運営に対する支援を行うこと。	農林水産省	農林水産部
	○ 中四国地方における酪農の担い手の安定的な確保		
	6 社会教育事業の充実 社会全体で子どもを育むための「放課後子ども教室推進事業」や「学校支援地域本部事業」については、地域での継続的な取組により成果が上がるよう、財政措置を継続すること。	文部科学省	教育委員会
	○ 地域社会の教育力の向上		
	7 携帯電話の利用に関する問題への対策の強化 児童生徒を取り巻く携帯電話の利用に関する問題の解決に向け、携帯電話事業者や関係省庁が一体となった、実効ある取組を強化すること。	文部科学省	教育委員会
	○ 児童生徒のインターネット上の有害情報へのアクセスやインターネットを介した事件・事故に巻き込まれる危険性の低減		

【安全・安心】

新・経別	平成23年度提案事項	関係省庁	県部局
	<p>8 消防救急無線の整備に対する支援措置の拡充 消防救急無線のデジタル化整備に対する市町村への支援措置を拡充すること。</p>	消 防 庁	消防保安課
	○ 消防救急無線の円滑なデジタル化への移行		
	<p>9 被災者生活再建支援制度の適用範囲の拡大等 ・ 被災者生活再建支援法の適用範囲を拡大するとともに、被害実態に合うよう支給額を引き上げること。 ・ 被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じること。</p>	内 閣 府	危機管理課
	○ 被災者の安心の確保、制度の安定運用		
	<p>10 日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地の存続 日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地の存続及び部隊の定員の確保を行うこと。</p>	内 閣 官 房 財 務 省 防 衛 省	危機管理課
	○ 迅速な災害派遣による被災者の救助等		
	<p>11 電源三法交付金の交付延長 原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設での研究終了後も、地域住民や県民の安全を確保し、原子力発電等に対する理解を得るため、電源三法交付金の交付を延長すること。</p>	文部科学省	県民生活部 環境文化部 産業労働部
	○ 県民の原子力発電等に対する理解と安心感の醸成		
	<p>12 消費者行政の推進 (1) 全国の消費生活相談に関する情報や事故情報の迅速かつ的確な分析・発信を行うこと。 (2) 地方における消費者施策への継続的な支援を行うこと。</p>	消 費 者 庁	県民生活部
	○ 県民の生命・身体に関わる消費生活上の事故等の再発・拡大防止 ○ 地方公共団体における計画的な消費者行政の展開		
	<p>13 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進 (1) 学校等における防犯活動の推進を図ること。 (2) 防犯ボランティア団体に対する支援等の充実を図ること。</p>	内 閣 府	県民生活部
	○ 学校が現場となる犯罪の防止、通学路における子どもの安全確保及び犯罪のない安全で安心な社会の実現		

新・経別	平成 2 3 年度 提案 事項	関係省庁	県 部 局
	<p>14 犯罪被害者等のための施策の推進</p> <p>(1) 犯罪被害者等を支援する民間団体に対しては、国の役割を明確にし、財政負担を含め、必要な措置を講じること。</p> <p>(2) 犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策の重要性について、一層の普及啓発に努めること。</p>	内閣官房	県民生活部
○ 全国同じレベルでの犯罪被害者等への支援、犯罪被害者等の置かれた立場への正しい理解			
	<p>15 アスベスト対策の強化</p> <p>(1) 国の各種窓口を統合し、総合的・一元的相談支援体制等を充実すること。</p> <p>(2) 健康被害の実態調査、早期診断、治療体制の早期確立、医療費補助等の必要な措置を講じること。</p> <p>(3) 国が把握しているアスベスト含有建材等に関する情報を一元的に取りまとめ、国民に分かりやすく提供すること。</p> <p>(4) 民間建築物のアスベスト除去等に対する助成や融資制度を拡充すること。</p> <p>(5) アスベストについての環境基準を設定するなど住民の不安解消に努めるとともに、室内環境の許容基準を設定し、必要な規制を行うこと。</p> <p>(6) 安全かつ安価な分析方法やアスベスト除去処理方法の研究等を早急に行うこと。</p>	文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	環境文化部
○ 県民のアスベストに対する健康や環境への不安の解消			
	<p>16 児島湖及び周辺的环境保全対策の推進</p> <p>下水道等汚水処理施設整備事業の推進及び効果的な直接浄化対策等について、特別の支援措置を講じること。</p>	総務省 農林水産省 国土交通省 環境省	環境文化部
○ 児島湖流域の水質改善を促進することにより、県民が訪れ、遊び、学べる児島湖を創造			
	<p>17 有害化学物質対策の推進</p> <p>(1) 一般環境中の有害化学物質の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施するとともに、環境基準・指針値を設定すること。</p> <p>(2) 効率的、簡易で安全な分析方法を早期に確立するとともに、分析に要する高度な機器の整備への支援措置を講じること。</p>	環境省	環境文化部
○ 環境調査結果の適切な評価と排出抑制対策の推進			

新・継別	平成 2 3 年 度 提 案 事 項	関係省庁	県 部 局
一部新	<p>18 循環型社会の形成推進</p> <p>(1) 廃棄物の減量化とリサイクルの推進 再生利用が容易な製品の開発や環境に配慮した生産等のシステムを構築すること。</p> <p>① 廃棄物の再資源化・無害化のための新技術開発 ② 再生製品の統一規格の設定、販路拡大等 ③ 拡大生産者責任の法制度の拡充 ④ 特定家庭用機器再商品化制度の見直し ・ リサイクル料金の料金先払い制度の創設 ・ 一般家庭から無償で家電製品を引き取り輸出等を行ういわゆる「買い子」の取扱いの明確化</p> <p>(2) 廃棄物処理法に係る事項 廃棄物の適正な処理等を促進するため、法を改正すること。</p> <p>① 産業廃棄物処理施設の施設基準の数値設定による明確化 ② 再資源化に当たっての中間処理基準の設定 ③ 産業廃棄物処理業の変更許可の制度の見直し（事業場の追加等の場合）</p> <p>新(3) PCB廃棄物の適正処理 使用中のPCB含有電気機器の使用廃止期限等の取扱いを明確にするとともに、微量PCB混入電気機器の処分費用について中小企業者への負担軽減制度を創設すること。</p> <p>(4) 市町村が行うごみ処理施設等の整備に対する支援措置を拡充すること。</p> <p>(5) 海底ごみの処理責任について、関係者の役割等関係法令を整備すること。</p> <p>○ 循環型社会形成の一層の推進</p>	経済産業省 環境省	環境文化部
新規	<p>19 障害福祉施策の推進</p> <p>新(1) 障害のある人の福祉制度の見直しに当たっては、サービス利用者等関係者の意見に配慮すること。</p> <p>新(2) 新制度の検討に当たっては地方に新たな負担が生じないようにするとともに、その実施に当たっては具体的な内容について早期に情報提供を行うこと。</p> <p>○ 持続可能で安定的な制度設計、障害のある人の地域生活の充実</p>	厚生労働省	保健福祉部
	<p>20 ハンセン病問題対策の推進</p> <p>(1) 患者・回復者への偏見・差別の解消や社会復帰希望者への支援の充実に努めること。</p> <p>(2) 全国的な普及啓発活動、社会復帰実現のための施策に全力で取り組むこと。</p> <p>(3) ハンセン病療養所が保有する資料を保全し、普及啓発に活用すること。</p> <p>○ 入所者の名誉回復、今後の人権侵害の防止</p>	厚生労働省	保健福祉部

新・総別	平成 2 3 年度 提案 事項	関係省庁	県 部 局
	21 食の安全・安心確保の推進 (1) 食品表示を規定した複数の法で異なる表示項目等の整合性を早期に確保すること。 (2) 検疫体制等を強化し、輸入食品の安全確保に努めること。 (3) ポジティブリスト制度に対応した迅速かつ簡便な残留農薬等の検査方法等を確立すること。 (4) 牛海綿状脳症(BSE)・残留農薬等に係る規制について、リスクコミュニケーションを更に推進すること。	内閣府 消費者庁 厚生労働省 農林水産省	県民生活部 保健福祉部
○ 安全・安心に食品を選択できる環境の整備 ○ 県内流通食品の安全確保、BSE・残留農薬等に関する正しい理解と不安の払拭			
	22 高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策 発生防止対策の円滑な推進が図られるよう、引き続き必要な予算を確保するとともに、経済被害を最小限に食い止めるため、早期診断体制を確立すること。	農林水産省	農林水産部
○ 発生防止対策の強化、診断の迅速化による経済被害の縮減			
	23 治水・高潮対策事業の推進 ・ 直轄管理区間の河川整備計画を早期に策定し、河川改修を推進すること。 ・ 治水事業・高潮対策事業の推進のための十分な予算を確保すること。	国土交通省	土 木 部
○ 浸水被害の防止や都市部の重要河川の堤防強化等による治水安全度の向上			
	24 交通安全施設等整備の推進 新交通管理システムの整備、信号灯器のLED化等安全で快適な道路交通環境を実現すること。	警 察 庁	警 察 本 部
○ ドライバー、歩行者等全ての県民にとって安全で安心な道路交通環境の確保			
新規	25 一層緻密かつ適正な死体取扱業務の推進 解剖医の確保に向けた仕組みづくり及び検視関係資機材の整備充実を図ること。	警 察 庁	警 察 本 部
○ より一層緻密かつ適正な死体取扱業務の推進による県民生活の安全・安心の確保			

【産業と交流】

新・総別	平成 2 3 年度 提案 事項	関係省庁	県 部 局
	26 過疎対策の推進 ・ 過疎地域の振興対策を継続的、総合的に推進するため、恒久法の制定を含めた抜本的な法整備を行うこと。 ・ 地方交付税制度の充実等により過疎市町村の一般財源の確保及び過疎対策事業債の所要額を確保すること。	総 務 省 農林水産省 国土交通省	県民生活部
○ 自由度が高く安定的な行財政運営による、地域の創意工夫による総合的な過疎対策の推進			

新・継別	平成 2 3 年度 提案 事項	関係省庁	県 部 局
新規	<p>27 電源立地地域対策交付金の交付延長 新 電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当部分）の交付期間を延長すること。</p> <p>○ 地域住民の利便性の向上や地域産業の振興に資する事業の促進</p>	財 務 省 経 済 産 業 省 資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	県民生活部
	<p>28 岡山空港のC I Q体制の充実 C I Q体制について、利用者の増加に見合った人員配置などの充実を図ること。</p> <p>○ 国際線利用者の利便性の向上による岡山空港の利用促進</p>	総 務 省 法 務 省 財 務 省 厚 生 労 働 省 農 林 水 産 省	県民生活部
	<p>29 地域情報通信基盤の整備等の推進</p> <p>(1) 条件不利地域における情報格差の是正等 過疎・中山間地域等における情報通信格差の是正に向けた各種施策の充実を図ること。</p> <p>(2) 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中継局の早期整備に努めるとともに、共聴施設の改修等への支援策を積極的に行うこと。 ・ 経済的に困窮度の高い世帯等へのチューナー等支援について、対象世帯への周知を適切に行いつつ進めること。 <p>(3) ユビキタス社会の推進 情報通信技術を用いた実証プロジェクト等について、国の支援により、地域において積極的な地域展開を図ること。</p> <p>(4) 電子自治体の推進 公的個人認証サービスの普及促進を図るため、市町村が有する機器の更新の費用について必要な支援を行うこと。</p> <p>○ 情報格差の是正、地上デジタル放送への円滑な移行、電子申請の普及促進</p>	総 務 省	県民生活部
一部新	<p>30 公共交通の確保及び安全対策の徹底</p> <p>(1) 高速道路や瀬戸大橋の料金引下げにより影響を受けているフェリー事業者の持続可能な運航を確保するため、国の責任において支援措置を講じること。</p> <p>新(2) バス運行対策費補助の補助単価適用ブロック（東中国）を見直すとともに、中山間地域を運行するバス路線への支援を強化すること。</p> <p>(3) 第三セクター鉄道「井原鉄道」に対する支援を行うとともに、地方財政措置を講じること。</p> <p>(4) J R 在来線の輸送改善及び近代化等を推進すること。</p> <p>(5) 公共交通事業者が取り組む安全対策への指導・監督を徹底すること。</p> <p>○ 地域住民の日常生活に必要不可欠な公共交通の確保</p>	国 土 交 通 省	県民生活部
	<p>31 中四国横断新幹線の建設促進</p> <p>(1) 中四国横断新幹線（高規格鉄道）を早期に実現すること。</p> <p>(2) 段階的な整備として、J R 伯備線、J R 瀬戸大橋線へのフリーゲージトレインを導入すること。</p> <p>(3) フリーゲージトレインの導入に当たっては、国による支援制度を創設すること。</p> <p>○ 新たな南北軸の形成による中四国の一体的な振興・発展</p>	国 土 交 通 省	県民生活部

新・続別	平成 2 3 年度 提案 事項	関係省庁	県 部 局
一部新	<p>32 雇用対策等の推進</p> <p>新(1) 若年労働者雇用対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者が正社員として就職できるための支援を一層強化すること。 ・ 就職を諦めた若者等の再挑戦を支援するため、ニート等の若年無業者の就労対策を一層推進すること。 <p>(2) 高年齢者雇用対策の推進</p> <p>65歳までの継続雇用制度の導入促進、「70歳まで働ける企業創出」の普及促進等に取り組むこと。</p> <p>(3) 障害者雇用対策の強化</p> <p>障害者雇用の維持・拡大、定着を図る対策を強化するとともに、障害のある人と事業主双方のニーズに即した柔軟な仕組みとすること。</p> <p>(4) 産業人材育成の強化</p> <p>技術・技能の継承や高度化に取り組んでいる中小企業への支援を充実・強化するとともに、地方の実情に合った職業能力開発に対する支援を強化すること。</p>	厚生労働省 経済産業省	産業労働部
○ 若年者、高年齢者及び障害のある人の雇用の場の確保、産業人材育成の強化			
	<p>33 社会資本整備の推進</p> <p>本県の個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基礎となる道路や河川、農業基盤などの社会資本整備に必要な財源を確保し、その推進を図ること。</p>	農林水産省 林野庁 水産庁 国土交通省	農林水産部 土木部
○ 地域経済の活性化や安全・安心の確保、中四国における拠点性の向上 ○ 食料の安定供給、農山漁村地域の振興			
新規	<p>34 地域農業の持続的発展につながる所得補償制度の構築</p> <p>新 戸別所得補償制度については、本年度、全国一律助成方式のモデル対策が実施されているが、本格実施に移行する際には、課題等を十分に検証し、生産基盤整備や担い手育成対策の重要性を踏まえつつ、農家や農業団体、市町村等の意見及び地域の実情に十分配慮した制度とすること。</p>	農林水産省	農林水産部
○ 農家経営の安定、地域農業の持続的発展に資する制度構築			
新規	<p>35 耕作放棄地再生利用交付金の要件緩和</p> <p>新 より取り組みやすく、簡易な作業で再生可能な耕作放棄地について、再生利用交付金の対象とできるよう、交付要件を緩和すること。</p>	農林水産省	農林水産部
○ 耕作放棄地の解消の加速化			

新・経別	平成 2 3 年 度 提 案 事 項	関係省庁	県 部 局
	<p>36 WTO農業交渉及びEPA交渉と国内農政の整合性の推進</p> <p>(1) 新たな農産物貿易ルールの確立 WTO農業協定の今次交渉及び経済連携協定（EPA）交渉においては、国内農政と整合性のある農産物貿易ルールの確立を図ること。</p> <p>(2) 日豪EPA交渉における重要品目への配慮 米、小麦、肉、乳製品、砂糖などの重要な品目については、関税撤廃の対象から除外するなど適切に対応すること。</p> <p>(3) ミニマム・アクセス米の国内需給への影響回避 国産米の需給や価格等が影響を受けないよう、国内消費量を踏まえた輸入数量の設定など適切な措置を講じること。</p> <p>○ 国内農業の持続的発展と食料安全保障の確保</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>37 東アジア地域への農産物輸出機会の拡大に向けた取組の強化</p> <p>(1) 中国向け生果実等の輸入解禁等 ぶどうなど生果実を早期に輸入対象品目に加えるとともにコメの検疫条件を緩和するよう中国側に働きかけること。</p> <p>(2) 東アジア地域における農産物の輸入関税率の引下げ 農産物の輸出機会の拡大に障害となる高い関税率を適用している国や地域に対して、平等かつ公平な関税率となるよう働きかけること。</p> <p>○ 高品質な県産農産物の輸出機会の拡大、世界に通じる岡山ブランドの確立</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>38 野生鳥獣による被害防止対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 科学的・計画的な保護管理技術等を確立し、環境省と農林水産省が一体となり、実効ある被害防止対策を講じること。 県域を越えて広域に分布する種については、広域保護管理指針を策定すること。 <p>○ 野生鳥獣の個体数調整による農林水産業、生活環境、生態系に係る被害の低減</p>	農林水産省 環 境 省	環境文化部 農林水産部
	<p>39 畜産経営の安定対策</p> <p>肉用子牛生産者補給金制度、肥育牛経営安定対策、肉豚価格安定制度、卵価安定基金制度を維持すること。</p> <p>○ 畜産・酪農業の再生産の確保と経営の安定化</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>40 森林整備法人に対する支援の充実</p> <p>(1) 地方財政措置の拡充 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。</p> <p>(2) 新たな支援制度の創設 森林整備法人の健全経営を図るため、県が行う助成措置に対する新たな支援制度を創設すること。</p> <p>○ 法人経営の安定化、森林の持続的な公益機能の発揮</p>	林 野 庁	農林水産部

新・継別	平成 2 3 年 度 提 案 事 項	関係省庁	県 部 局
	<p>41 高速自動車国道の整備促進</p> <p>(1) 中国横断自動車道岡山米子線 落合 J C T ~ 蒜山 I C 間の 4 車線化の整備を促進すること。 残る区間についても、早期に 4 車線化を図ること。</p> <p>(2) 中国横断自動車道姫路鳥取線 大原 I C ~ 西粟倉 I C 間の整備を促進すること。</p> <p>(3) 繁忙期に渋滞が発生している区間の渋滞対策を実施すること。</p> <p>(4) インターチェンジの増設を推進すること。その際、地方負担の軽減を図ること。</p>	国土交通省	土 木 部
<p>○ 日本海から瀬戸内海、太平洋までの中四国連携軸の強化、人や物の円滑な移動、経済活力の向上や豊かな地域づくり</p>			
	<p>42 特定重要港湾水島港の整備促進</p> <p>(1) 水島・玉島地区間の連携強化 生産拠点の水島地区と物流拠点の玉島地区とを結ぶ新高梁川橋梁の整備を促進すること。</p> <p>(2) コンテナ機能の強化 玉島ハーバーアイランド国際コンテナターミナルの水深 1 2 m 岸壁（耐震強化岸壁）、玉島東航路の整備を促進及び荷役機械への支援制度の拡充を図ること。</p>	国土交通省	土 木 部
<p>○ 我が国の資源・エネルギー等の戦略的物資輸送における水島港の拠点性の向上</p>			